

居宅介護支援事業所まほろば重要事項説明書

(令和7年3月1日現在)

1 居宅介護支援事業所まほろばが提供するサービスについての相談窓口

電話：0274-40-2022

担当：_____ ※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 法人及び居宅介護支援事業所まほろばの概要

(1) 法人の概要

名称	社会福祉法人 潤青会
代表者	理事長 梅澤 徹
所在地・TEL	群馬県藤岡市藤岡1019-2
本部所在地・電話	群馬県藤岡市藤岡1019-2 0274-23-6520
本施設所在地・電話	群馬県藤岡市藤岡1019-2 0274-23-6520

(2) 居宅介護支援事業所の事業所番号およびサービス提供地域

名称	居宅介護支援事業所 まほろば
所在地	群馬県藤岡市藤岡1019-2
介護保険事業所番号	1070900541
サービス提供地域	藤岡市、高崎市 (地域外の方でもご相談ください。)

(3) 居宅介護支援の目的と運営の方針

目的	要介護、要支援の認定を受けたご利用様が可能な限り居宅で自立した日常生活を送ることができるよう、心身の状況や環境、ご利用者様とご家族の方の希望等に応じて、介護支援専門員（ケアマネージャー）が必要な介護保険サービス等を位置づけた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、ケアプランに基づいた介護サービスが適切に提供されるよう、居宅サービス事業者や関係機関と連絡・調整等を行って、ご利用者を支援することを目的とします。
運営の方針	1. 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとします。 ①要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。 ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業

	者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。 ③利用者の意思および人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。 2. 事業の運営に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、ほかの指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとします。
--	---

(4) 職員体制

	資格	職務内容	常勤	非常勤	計
管理者	介護支援専門員	事業所の従業員の管理及び業務の管理	1名 (介護支援専門員と兼務)	—	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供	4名 (うち1名管理者と兼務)	—	4名
事務職員		必要な事務	1名	—	1名

(5) 営業時間

平日・土曜日・祝日	午前8：30～午後5：30
日曜日	休 み
1／1～1／3	休 み
24時間連絡体制の確保と、必要時相談に応じる体制の確保があります。	

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

申請：市区町村への申請を代行いたします。

訪問調査：自治体の調査員が行います。

審査・判定：保健、医療、福祉の専門家が総合的に審査、判定します。

認定：市町村が行います。

ケアプランの作成：本人とご家族の希望を尊重した介護サービス計画を作成いたします。

- ① ご利用者様への面接と重要事項の説明
- ② ご利用者様の実態把握
- ③ ケアプランの原案作成
- ④ サービス担当者会議
- ⑤ ご利用者様の同意

- ・ご利用者様から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の選定理由の説明を求めることが可能です。また、介護支援専門員は、その内容に対して理解が得られるよう懇切丁寧に十分な説明を行います。

- ・居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者様に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

サービスの開始：担当のサービススタッフが訪問し、介護サービスを提供します。

サービス実施状況の継続的な把握：ご利用者様、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継

続して行います。

4 利用料金

(1) 利用料

基本部分	名称		金額	備考
居宅介護支援費Ⅰ	i	要介護１・２	１０，８６０円	居宅介護支援費Ⅰ
		要介護３・４・５	１４，１１０円	
	ii	要介護１・２	５，４４０円	
		要介護３・４・５	７，０４０円	
	iii	要介護１・２	３，２６０円	
		要介護３・４・５	４，２２０円	
居宅介護支援費Ⅱ	i	要介護１・２	１０，８６０円	居宅介護支援費Ⅱ
		要介護３・４・５	１４，１１０円	
	ii	要介護１・２	５，２７０円	
		要介護３・４・５	６，８３０円	
	iii	要介護１・２	３，１６０円	
		要介護３・４・５	４，１００円	
加 算	初回加算		３，０００円	
	特定事業所加算Ⅰ		５，１９０円	１月につき
	特定事業所加算Ⅱ		４，２１０円	１月につき
	特定事業所加算Ⅲ		３，２３０円	１月につき
	特定事業所加算Ａ		１，１４０円	１月につき
	特定事業所医療介護連携加算		１，２５０円	１月につき
	入院時情報連携加算Ⅰ		２，５００円	１月につき
	入院時情報連携加算Ⅱ		２，０００円	１月につき
	退院・退所加算Ⅰイ		４，５００円	
	退院・退所加算Ⅰロ		６，０００円	
	退院・退所加算Ⅱイ		６，０００円	
	退院・退所加算Ⅱロ		７，５００円	
	退院・退所加算Ⅲ		９，０００円	
	通院時情報連携加算		５００円	１月につき
	緊急時等居宅カンファレンス加算		２，０００円	１月に２回を限度に
	ターミナルケアマネジメント加算		４，０００円	

要介護者または要支援者として認定された方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。

※保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、１月あたりの金額をいただき、当社からサービス提供書を発行いたします。このサービス提供書を、後日、市町村窓口に提出しますと、払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

前記２の（２）のサービスを提供するお住まいの方は無料です。

それ以外の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。

（３）その他の料金

通常の事業所の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費が必要となり自動車を使用した場合は、通常の事業所の実施区域を越えた地点から、次の費用が必要となります。

	片道おおむね 10km 未満	片道 10km～20km	片道おおむね 20km 以上
料金	200 円	400 円	10km 毎に 200 円加算

５ サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知すると共に、この地域のほかの居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所等した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、介護保険の非該当と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合または被保険者資格を喪失されたとき

④ お客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます場合があります。

（３）サービス利用のためのポイント

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい
研修の実施	○	随時実務研修を実施しています
使用する契約書	○	

（４）前 6 月間のサービス提供状況

利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅介護サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、対象期間に事業所において作成した居宅介護サービス計画について以下の公表をしています。

- ・対象期間（前期（3月1日～8月末日）、後期（9月1日～2月末日）のうち直近の期間）
- ・公表内容 事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、対象サービスが、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合と、事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた対象サービスごとの回数のうちに、同一業者が占める割合を公表しています。

各サービス（位置付けられた割合）	提供事業者／事業所（各サービスごとの占める割合）		
	1 位	2 位	3 位
訪問介護	わかば 65.6%	B E E S 21.9%	在宅介護 12.5%
通所介護	まほろば 35.5%	あずみ苑 17.1%	ひだまりの虹 13.5%
地域密着型通所介護	GENKINEXT 85.5%	藤虎の門デイ 9.1%	ほあんの家 5.5%
福祉用具貸与	ソネット 32.4%	栗原医療 17.2%	エスアール 14.7%

(5) 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施有無	無
直近の実施日	—
評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

6 事故発生時の対応

事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者及びその家族等並びに市町村等にご連絡するとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応します。

7 サービスに関する苦情

(1) 苦情処理の体制と手順

- ① 苦情に迅速かつ適切に対応するために、下記の相談・要望・苦情等窓口及び苦情受付ボックスを玄関に設置しています。
- ② 事業所又は居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業所への苦情を受付けた場合、当法人の苦情処理委員会にて十分検討し、誠意を持ってお答えします。
- ③ 苦情の内容を記録し、5年間保存します。

(2) 当施設のお客さま相談・要望・苦情等の窓口

平日・土曜日・祝日	午前8：30～午後5：30
日曜日・1／1～1／3	休 み
管理者	戸塚 利美
TEL 0274-40-2022 FAX 0274-40-2018	
24時間連絡体制の確保と、必要時相談に応じる体制の確保があります。	

(3) その他

事業所以外に、各市町村役場の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

◆藤岡市役所福祉部介護保険課

電話番号：0274-22-1211

受付時間：8：30～17：00

月～金（祝日及び年末年始を除く。）

◆群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課

電話番号：027-290-1323

受付時間：9：00～16：30

月～金（祝日及び年末年始を除く。）

◆高崎市役所介護保険課

電話番号：027-321-1111

受付時間：8：30～17：00

月～金（祝日及び年末年始を除く。）

8 虐待防止について

事業所は、ご利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため、虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、ご利用者様及びその家族からの苦情処理体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置、責任者の設置等の措置を行っています。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 戸塚利美

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 虐待防止のための指針を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待防止委員会を設置しています。

⑥ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持について

（１）事業所、介護支援専門員および従業員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

（２）事業所は、ご利用者様からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてご利用者様の個人情報を用いません。

（３）事業所は、ご利用者様の家族からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてご利用者様の家族の個人情報を用いません。

10 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 就業環境の確保

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

〔別紙〕

1 担当介護支援専門員

氏名 _____ 連絡先 0274-40-2022

2 料金

基本部分	名称		金額	備考
居宅介護支援費Ⅰ	i	要介護１・２	１０，８６０円	居宅介護支援費Ⅰ
		要介護３・４・５	１４，１１０円	
	ii	要介護１・２	５，４４０円	
		要介護３・４・５	７，０４０円	
	iii	要介護１・２	３，２６０円	
		要介護３・４・５	４，２２０円	
居宅介護支援費Ⅱ	i	要介護１・２	１０，８６０円	居宅介護支援費Ⅱ
		要介護３・４・５	１４，１１０円	
	ii	要介護１・２	５，２７０円	
		要介護３・４・５	６，８３０円	
	iii	要介護１・２	３，１６０円	
		要介護３・４・５	４，１００円	
加 算	初回加算		３，０００円	
	特定事業所加算Ⅰ		５，１９０円	１月につき
	特定事業所加算Ⅱ		４，２１０円	１月につき
	特定事業所加算Ⅲ		３，２３０円	１月につき
	特定事業所加算Ａ		１，１４０円	１月につき
	特定事業所医療介護連携加算		１，２５０円	１月につき
	入院時情報連携加算Ⅰ		２，５００円	１月につき
	入院時情報連携加算Ⅱ		２，０００円	１月につき
	退院・退所加算Ⅰイ		４，５００円	
	退院・退所加算Ⅰロ		６，０００円	
	退院・退所加算Ⅱイ		６，０００円	
	退院・退所加算Ⅱロ		７，５００円	
	退院・退所加算Ⅲ		９，０００円	
	通院時情報連携加算		５００円	１月につき
	緊急時等居宅カンファレンス加算		２，０００円	１月に２回を限度に
	ターミナルケアマネジメント加算		４，０００円	

- ・居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供開始以降一ヶ月あたり上記の金額です。ただし、法定代理受領により当社の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合利用者様の自己負担はございません。

- ・介護保険の対象であっても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦1ヵ月あたり、居宅介護支援利用料の料金をいただき、サービス提供証明書と領収書を発行いたします。サービス提供証明書を、後日市町村の窓口に出すと、払い戻しを受けることができます。

3 相談・要望・苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆	(受付時間	月～土	8:30～17:30)
電話番号: 0274-40-2022	管理者	戸塚	利美